

**B i zひかりクラウドサービス契約約款の一部改正**

**新旧対照**

旧	新
<p><b>(契約申込の方法)</b></p> <p><b>第17条</b> 第2種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うB i zひかりクラウドサービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>(1) 接続契約者回線の終端の場所（メニュー2-3に係る第2種契約に限ります。）</p> <p>(2) その他契約申込の内容を特定するための事項</p> <p><b>(契約申込の承諾)</b></p> <p><b>第18条</b> 当社は、メニュー2-3及びメニュー2-5に係る第2種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従い、第2種契約の申込みをした者に対して、当社が書面によりその申込みに係る料金及び工事に関する費用の額を通知するものとし、第2種契約の申込みをした者は、その料金及び工事に関する費用について同意した旨を当社指定の書面にて提出したときに限り、当社はその申込みを承諾します。</p> <p>2 <u>当社は、第2種契約（メニュー2-3及びメニュー2-5に係る第2種契約を除きます。）の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</u></p> <p>3 当社は、<u>前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種契約の申込みを承諾しないことがあります。</u></p> <p>(1) ～ (略)</p> <p>(6)</p> <p>(注) (略)</p>	<p><b>(契約申込の方法)</b></p> <p><b>第17条</b> 第2種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うB i zひかりクラウドサービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>(1) 接続契約者回線の終端の場所（メニュー2-3に係る第2種契約に限ります。）</p> <p>(2) その他契約申込の内容を特定するための事項</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、メニュー2-2に係る第2種契約は、新たに申込みすることができません。</u></p> <p><b>(契約申込の承諾)</b></p> <p><b>第18条</b> 当社は、メニュー2-3及びメニュー2-5に係る第2種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従い、第2種契約の申込みをした者に対して、当社が書面によりその申込みに係る料金及び工事に関する費用の額を通知するものとし、第2種契約の申込みをした者は、その料金及び工事に関する費用について同意した旨を当社指定の書面にて提出したときに限り、当社はその申込みを承諾します。</p> <p>2 <u>削除</u></p> <p>3 当社は、<u>第1項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種契約の申込みを承諾しないことがあります。</u></p> <p>(1) ～ (略)</p> <p>(6)</p> <p>(注) (略)</p> <p align="center">附 則（令和7年5月29日東経営第000200000588号）</p> <p align="center">(実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和7年5月31日から実施します。 (サービスの終了)</p> <p>2 当社は、この改正規定実施の際限に、改正前の規定により提供しているメニュー2-2（Future Clinic 21 ワープ）について、令和10年3月31日にサービスを終了することとします。</p>